

( 様式 2 )

## 京丹後市地域福祉計画 ( 案 ) の概要

### 1 趣旨について

少子高齢化、核家族化が進むなかで、家庭や地域での相互扶助が薄れてきています。住み慣れた地域でだれもが安心して暮らしていけるよう、一人ひとりが福祉の受け手であるとともに担い手であることを理解し、支えあい、助けあっていく共助のまちづくりを進めていく計画としています。この共助の心を育むことを基本として、地域の支えあいの活動、福祉サービスの適正な利用の促進、防犯、防災対策を充実していきます。

### 2 計画の位置づけ

計画は、社会福祉法第 107 条に策定の根拠がありますが、平成 15 年 12 月に策定された京都府地域福祉支援計画と連携しています。

市としての位置づけは、第 1 次京丹後市総合計画の地域福祉分野の基本計画とし、京丹後市における地域福祉を推進するための施策の方向を示しています。また、他の福祉分野のそれぞれの計画と整合性及び連携を図りながら計画を策定しています。

計画の内容は、地域の生活に密着した課題から、地域での取り組みや市の支援策についてまとめており、また、市民、福祉事業者、行政などが協働して推進していくものとしています。

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 か年とし、必要に応じ見直します。

### 4 計画の基本理念

私たちは、戦後、生活の豊かさを求め、社会は急速な経済発展を遂げてきました。しかしながら、都市化、核家族化が進み、少子高齢社会が到来した現在、暮らしの中で大切な地域のつながり、支えあい、助けあいにより、だれもが安心して暮らせる心の豊かさを見直す時期が来ているのではないのでしょうか。

少子高齢化が一層進み、災害対策、防犯対策の意識が高まる中、いつまでも安心安全で、健康で輝き続ける人生を送ることはすべての市民の願いです。そのためには、人権尊重を基本とし、市民の支えあいのこころを醸成し、だれもが、助けたり、助けられたりする存在であることを理解することが大切です。

計画では、子ども、高齢者、障害のある人たちをはじめ、だれもが地域社会の一員として、ふれあい、心身ともに健やかに、生きがいをもって暮らすことができるようなまちづくりを進めていきます。さらに、愛情溢れる思いやりのこころがみんなに育まれることを大切にしていきます。

## ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後

### 5 計画の基本目標・推進方向

4つの基本目標を掲げ、具体的に取り組みを推進していきます。

#### 基本目標1 支えあいの人づくり

地域における学習や懇談を深め、支えあい、助けあいの担い手を育む。  
子どもたちも地域の福祉活動へ参加する。  
団塊世代、高齢者も地域活動に参加できる環境づくりに努める。

#### 基本目標2 安心・安全な仕組みづくり

細やかな情報の提供、相談窓口の充実を図る。  
防犯、防災に対する地域の取り組みを支援する。  
権利擁護など福祉サービスの利用の支援を図る。  
子ども、高齢者など地域で見守る体制づくりを支援する。

#### 基本目標3 ふれあいの場所づくり

支えあい、助けあいの活動拠点となる場所づくりをすすめる。（地域の公民館、空き家の利用など）  
地域のふれあいサロンを充実する。  
学校や福祉施設を利用した交流の場をつくる。

#### 基本目標4 自立を支える環境づくり

自らの健康づくり、介護予防のためにボランティア活動への参加を促す。  
移動手段、交通手段の充実や公共施設の段差解消等のバリアフリー化の促進を図る。  
人権尊重を高める学習、懇談を大切にし、思いやる心を育み、共助の地域社会づくりに努める。

### 6 計画の推進体制

本計画を推進するため、市民をはじめ、事業者、各種関係団体、民生児童委員協議会、社会福祉協議会など多くの関係団体との協働、連携を図り、計画の着実な推進に向け取り組みます。

また、京丹後市社会福祉協議会が策定する「京丹後市地域福祉活動計画」と連携し、本計画の推進を図ります。

地域福祉計画の推進を図るため、「（仮称）支え合いの地域づくり推進会議」を設けて、市民の意見を取り入れながら、具体的な実施に向けた検討を行なっていきます。

この推進会議は、健康と福祉のまちづくり審議会の中に位置づけ、具体的な施策などを審議会へ諮る予定とします。